

富津市国民健康保険事業運営協議会会議録

1 会議の名称	令和4年度 第1回富津市国民健康保険事業運営協議会
2 開催日時	令和4年5月25日(水) 午後2時00分～午後3時40分
3 開催場所	富津市役所 2階 第3委員会室
4 審議等事項	議題 (1) 令和4年度富津市国民健康保険事業計画について (2) 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について
5 出席者	委員 齊藤千代子 平野順子 齋藤茂 浅野英治 山寄智子 福原敏夫 平野英男 千倉淳子 三富敏史 荻木圭 事務局 高橋恭市 坂本秀則 平島光洋 平野和行 能城和也 地引憲太郎 鹿島亜希子 内山いずみ
6 欠席者	委員 金井徳彰 竹内修 熊切篤
7 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
8 非公開の理由	
9 傍聴人数	0人(定員5人)
10 所管課	健康福祉部 国民健康保険課 電話 0439(80)1271
11 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

能城係長	(会議前諸連絡) 資料確認等
福原会長	(会長挨拶)
高橋市長	(市長挨拶)
坂本部長	(職員紹介)
福原会長	(議事進行) しばらくの間、議事進行させていただきます。 それでは、報告事項の「令和4年度富津市国民健康保険事業計画について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
平野係長	(議事1) 資料のとおり説明
福原会長	(意見) ありがとうございました。 事務局の説明は終わりました。 委員の皆様、何かご質疑等ございましたらどうぞお願いをいたします。
平野委員	(3)の医療費適正化への取り組みのところで、お伺いしたいことですが、1番の医療費通知の実施で医療費の通知を送付するということがいつも郵送されてきて、大変ありがたく思っていますが、仕組みを知りたいのですが、いつも11月と12月分のかかったものがどうしても確定申告をしたりする時までには間に合わないのですね、毎年毎年。だから、間に合うようにということもそうですけれども、そうじゃなくて、こういう状況なので間に合わない、翌年に2月過ぎとかになってしまいう理由を教えてくださいたいのが1点です。 それから、⑨のジェネリック医薬品なんですけれども、今ニュースなどでこの間やっていたけれども、コロナもそうでしょうし、戦争をやっている国もあるし、いろんなことで不足しているということをニュースでもやっていたけれども、それについてはまだ、こちら辺ってという言い方も変かもしれないですけど、この医薬品については大丈夫なんではないでしょうか。 不足しているような状況が出てきているという状況を国というか全体的なことで、ニュースで伺っているのですけども、それについてまだ大丈夫だとか、情勢をお伺いしたいです。
山寄委員	たしかに、ジェネリック医薬品は今ずっと使っていたものが入ってこない状況ですが、ジェネリック医薬品を推進しないといけないので、毎日、問屋さんにどのメーカーなら入りますかというようなかたちで、な

んとか今のところは入ってきています。

ただ、これがいつどうなるかは誰もわからなくて、処方箋がでたらその薬で、ジェネリック医薬品でも先発医薬品でも出せるように薬局は努力しています。

あと2年くらいこの状況が続くらしいという噂はありますが、できるだけ皆さんがジェネリック医薬品を使って下さるように努力して、入ってこないときはすぐに問屋さんに電話をかけて今日中に100錠でもいいから入れてください。というようなかたちでどこの薬局もやっていると思います。

福原会長

1点目の質問について、事務局はどうでしょうか。

平島課長

詳しいことについては、後日回答ということでよろしいでしょうか。

福原会長

この問題については、医療費通知があれば確定申告は領収書の添付が不要ということですね。

ですから、おそらく平野委員のほうでは医療費通知がないと領収書を添付しなければならないという問題が出てくるという考えがあったのではないかと思います。

平島課長

市民税係に確認をさせていただいてから、後日回答させていただきます。

福原会長

委員の皆様にも、後日回答をお願いできたらと思います。

よろしく願いいたします。

他にご意見ございますか。

千倉委員

(3)医療費適正化の取り組みの中の⑧柔道整復医療費の適正受診とありますが、ここに適正化としてうたわれているということは、やはり高齢化によってこういうところの医療費が非常に上がっているだとか、そういうことが背景にあると思うのですが、そういう背景についてわかるところだけでいいので、教えてください。

平島課長

手元に詳しい資料がございませんので、後日回答とさせていただきます。よろしいでしょうか。

千倉委員

後日の回答で結構です。

私の感覚と同じかどうかを確認したいと思いました。

高齢化でマッサージやはり、きゅうでご自分のとか体調の悪いところを柔道整復師さんなど資格を持っている方のところに通うと500円くらいで利用者の負担は済んで、それ以外の部分が給付をされるという仕組みのことを言ってらっしゃるんだろうなというふうに思いますが、私が思うに、高齢化の波があってそういうところの需要が非常に高くなってそこに対する医療費が上がっているの、中身を点検しましょうかと

という意味なのかなというふうに私は受け止めました。というところで、そこが正しいか正しくないかどういふところなのかというところをお答えいただければ、ありがたいです。

福原会長

ほかにございませんか。

三富委員

やはり、国保の財政運営が厳しくなる見込みの中で、適正な取り組み事業というのは大事だと思っております。

その中で、(2)の③の納期限から1年を経過して納付や相談のない世帯については被保険者資格者証明書に切り替えるとありますけれども、やはり国保税となった以上は、公平性の観点から、ある程度の制裁というか厳しく取り組む必要があるというふうに考えますけれども、短期被保険者証の有効期限は何年なのか、あるいはそれ以降については剥奪とかの厳しい対応がありますか。

被保険者資格者証でも保険扱いにはなりますので、自己負担が10割になるだけで、あくまでも保険診療になりますけれども、悪質な場合は剥奪とかそういうことは考えているのかどうか、そのへんを教えてくださいたいと思います。

平島課長

短期被保険者証に関しましては、納税者の方の納税の意欲ですとか相談に応じながら実施しておりますので、1か月から6か月の間の短期被保険者証を発行しております。

さらにその1年間相談もないですとか、あるいは意欲がないですとか、不誠実な対応ということであれば、資格証に変更ということにしております。

三富委員

その資格者証は、支払えなかった場合、その後どのように進めているのですか。

平島課長

資格証につきましては、滞納していれば滞納処分だとかそういったことの対象になりますけれども、基本的には10割負担ということで、対応しております。

福原会長

ほかにございませんか。

齋藤茂委員

今のことに関連してくるんですが、ウクライナの問題と絡んでくることで質問させていただきます。

現在ウクライナ避難民が日本に1,040人きて、この方々が難民と認められれば、国保の対象になると思うんですね。避難民の場合だと90日、希望によって1、2年になるんですが、その場合でも富津市のほうに近いうち、君津市にはもう来ておりますからそういった状況が想定されるが、富津市に来られた場合には同じような適用がなされるのでしょうか。

今話がありましたように滞納状況、払いたくても仕事を持っていないために、国保保険が払えないという状況が避難民については出てくると

思います。先程の説明ですと1カ月から3カ月の間に状況等把握し、状況等が改善されない場合は面倒みれませんよというさっきの回答につながると思いますが、高い超法規的な対応をするのか、国の問題と絡んできます。そのような中で君津市や近隣の市で入ってきているウクライナ人が難民として認められたのだと思います。難民と避難民は全く違うところではありますので、そのあたり将来的に考えたとき、同じ適用を受けるかどうか質問させていただきました。

平島課長 国民健康保険の適用については通知が来ておりますので、確認させていただきますまして、誤りのないように回答したいと思います。
今のところ避難民は、富津市国保の被保険者としてはおりません。

齋藤茂委員 現在、難民が国レベルで3,477名の方が認定されていますが、なかなかハードルの高いもので、厳しい対応を日本政府としてもされているのだと思いますが、早急にその件については、私たち同じ国民の立場で応援できるところは応援したいなという気持ちからであります。
以上です。

福原会長 その他ご質問等ありますか。

齋藤千代子委員 今のお話少し被るところはありますが、何年か前の週刊誌情報なんですけど、その時にこの場で質問させていただいたことありますが、日本国籍ではなくて、外国人の国籍の方で日本に仕事で来ている方で、それまで同居していなかった家族も日本に呼び寄せて、日本では保険が適用になるので安く高度な治療が受けられるということで、かなり多くの外国の家族の方が日本に来たという話を聞きました。

その時富津市はどうですかとお聞きしたら、今のところそういう状況ではありませんというお話だったのですが、もう2年ぐらい前になりますでしょうか。それについては、変わらずどういったような対応であるか聞きたいということと、市だけの問題ではないと思いますが、ちゃんと話し合っただけこちらとしては、心得ておかないといけないことかなと思いました。

それともうひとつは、課の人たちもものすごく一生懸命やってくれていると思いますが、別冊資料の7ページの(5)その他の取組の中の①番の下の方の行ですが、「実施していない項目や新規に追加される項目については、早急に対応する」と書いてありますが、具体的にはどういうことですか。まだやらないといけないことがあるんでしょうか。だいぶ頑張ってるように思いますが。

平島課長 悪かったところとしましては、がん検診や歯科検診の受診率ですか、あるいは収納率の向上に関する取り組みというものが、特に収納率に関しましては100点中25点という低い点になっております。その他、項目も年度によって変わっておりますので、一概にここがということではないですが、令和4年度で得点が獲得できるように、事業計画に基づいて検討しているところでもあります。以上です。

福原会長 他にございませんか。

荻木委員 私は協会けんぽの者ですが、同じ保険者として医療費の適正化等に頭を痛めている状況でございまして、2ページの(4)にございます、保健事業への取組という点なんです、こちらの部分の人間ドックについての補助が多く記載がありますが、他の市町村さんにおかれて多く実施されているがん検診がメインで見えるところが多いですが、そういったがん検診の取組等は今後なされるつもりはないのかといったところとですね、私どもと同じ市民の方で、事業が被るところがございまして、お願いになるところもあります、協会けんぽと事業締結、協定等で協力しながらやっていけたらなというふうな私たちもございまして、その点もいかがでしょうか。

地引課長 今お話しのありましたがん検診につきましては、現在市の方でも、さまざまな乳がん、子宮がん、肺がん等、集団検診、また、個別においての検診等について進めているところであります。
また、がん検診の中でも、事業の取り組みとして工夫を加えた中で、女性の方に子宮がんを受けられる方にレディース検診という意味合いで、昨年はレディース検診を1日というかたちで設けさせていただきましたが、今年は2日間設けるという計画で取り組みをしています。

福原会長 ほかにございませんか。
質疑もないようですので、本事項については報告事項ということで、以上で終了いたします。

福原会長 次に諮問事項に入ります。
「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

平島課長 (議事2)
資料のとおり説明

福原会長 事務局の説明が終わりました。
これについて、なにか質問等あればお願いいたします。

浅野委員 今説明をしていただいた4ページの(3)事業費納付金と国民健康保険税の関係というところの表の下に保険税収入とありますが、Aのところが円となっておりますが、千円ですね。
それと、AとBを足したものが充当財源となっておりますが、足してもその金額にならないですが、基礎数字が違うのか確認をお願いいたします。

平島課長 大変申し訳ございません

表内の1,191,458千円は正しいものになりますが、枠外の数字につきましては、修正する前のものになっておりますので、訂正させていただきます。

福原会長

ほかにございませんか。

三富委員

5ページの国保税の見直しについてということで、教えていただきたいです。

⑤で引き続き一般会計からの法定外繰入は行わなというご説明をいただきました。

たしかに、保険者努力支援制度の観点からはそういう方向で正しいかとは思いますが、今後ますます高くなる保険税、年間2万円ほどの上げが必要というシュミレーションがある中で、国保会計全体として考えた場合、少しでも一般会計から繰入して赤字削減というか負担を軽減する方向に持って行く方が、滞納者が少しでも減っていくのではないのかというふうに考えております。

国民皆保険という観点からは、少し一般会計から繰入してそういった保険税を抑えていくというような考えはないのかどうか見解を教えてください。

平島課長

法定外繰入金については、国保の被保険者以外の方の税を充当していることから、国保被保険者以外の市民の方から理解を得られるのは難しいことだと考えております。

また、多額の繰入金については一般会計を圧迫するものになるかと思えます。

先ほどありましたが、国では県内保険料水準の統一化を目指してまして、法定外繰入の解消を着実に進めるよう要請してきております。

また、令和6年度までに県の方の国保運営方針には法定外繰入の解消計画等を記載することが法定されていますので、法定外繰入をするのはなかなか難しいというふうに考えております。以上です。

福原会長

他にご質問等ございませんでしょうか。

齊藤千代子委員

3ページの1番の国民健康保険制度の2行ですが、もう予想できたことだと思いますし、友達や周りの人から聞くのは、自分たちは団塊の世代の人たちはとにかく一生懸命仕事をして一生懸命保険についても頑張ってきた、ところがいざ自分がその立場、後期高齢者に差し掛かる今の世代の人たちは自分たちが後期高齢者に差し掛かるその世代になってくると今までの人たちより、恩恵を受けられていないと聞きます。

そのように言ってもないものはないのだから、どうにかしなければならぬことは承知で言っているのですが、だけども私が言いたいことは、一般的にお金が無くなってきたときに、1つは基金になっているものを取り崩す、2つ目は今回の提案のように増額する。だけれども、それ以外にもっと考えることがないかと思っています。

また、今市民が減っていますし、物価が上がっている。また、今回のウクライナ関係でも更に物価が上がっている。色々な外的なものが値上がりしているところに、更に増額となることに、最終的には日本人なの

で受け入れると思いますが、割切れないものが残ると思います。富津市だけの問題ではないが、ここに市長さんがおりますので、もっと頑張ってもらって、富津市がもっと活気のある豊かな市にもってってもらえば、財源ももっと豊かになっていくと思います。なので、貯金をおろす、増額するのは、安易という申し訳ないですが、その方法以外にもっとやることのあるのではないかなと思います。仲間たちに話すときにも頑張っているが、実際のところ足りないので増額に賛成してほしいと話すつもりですし、提案にもPRをするとも書いてありますし、していこうとも思います。

何が言いたいかと言うと実は先日、峰上の天羽東中の跡地の説明会にみえましたが、申し訳ないけれど、市役所の方々の頑張り度があまり感じられなかったです。もっと市を豊かにしていくというスタンスで考えなければ、今回も一万円の値上げで済むが、先ほどのプランでいくと何年か後にもう一度見直しがあって、値上がりするわけですが、年金は値上がりしない。豊かになってきたら値下がりするののかというめったにない、一度増額したものは下がらない。その実態があるのでもう一度柔軟的に考えてほしいと思います。

また、私たち富津市民は高齢化が進んでおりますので、別冊資料7ページに書いてあるホームページを使って広報していくとありますが、コンピューターを使えない人、ホームページを使えない人がいっぱいいます。そういった人への手厚い広報を考えないと、市と住民が離れてしまうとそれが一番困るなど私は思います。

前回の説明会でもホームページに挙げてありますとおっしゃっていましたが、ホームページを開けることすらできない、コンピューターすら使えない人がいっぱいいるなかで、峰上の地区でよくそういう言い方をしたなど思ったんですけれどもね。やっぱり市民の立場になって考えてほしいと思いました。いつも言うておりますが、健康課の方が一生懸命未払いの方が払えるようにと色々な方法をとっていることは承知していますが、市民の立場で考えてほしいなと思いました。

以上です。

福原会長

意見として捉えていくと思いますが、ただ広報については全てがホームページではなくて広報の紙の媒体でホームページ開けない方、取り扱いきれない方については、そういう手法で担当課長は考えていると思います。

平島課長

先ほど事業計画のなかでご説明したとおり、安心安全メールやLINEなど、その媒体の特殊性、速報や広域性を使ってやりますが、それ以外に会長がおっしゃっていたように、国保だよりや広報ふつつですとか、紙の媒体のもので丁寧にご説明していきたいと思いますのでそちらを見ていただいて分らなければ、お電話いただければということで対応したいと思います。紙面も充実させていこうと思っておりますのでよろしくお願いします。

齊藤千代子委員

わかるんです。けれども私たち世代の方には通じるとは思いますが、国保だよりを見ても、ふうん、で終わってしまうのではないかと思います。

実際のところ、最初に医療費の通知が確定申告に間に合わないというのも、こちらを見てみると送ることによって、通信費などお金がかかっ

ていますが、書いてあるとおりに医療についての認識を深めようとか、色々な意図はあると思うが、受け取るほうはそこまで考えていないのではないかと、こちらが思っているような効果は期待できないのではないかと、ふうん、で終わってしまうことが多いのではないかと思います。そういうところを掘り起こすにはどうしたらいいかなというのは難しい問題だと思いますが、一緒に考えていただけたらと思います。

福原会長

私も市民の一員ですけれども、確かに見るか見ないかの問題があって、理解するかしらないかの問題もありますけれども、行政からすれば、今の広報の仕方以外に紙媒体でできる限り従来以上にしていけばいいと思いますので後はいかに市民が理解していただくか、行政の努力じゃ足りないというけれども、市民の努力も足りないということになると思いますから、できるだけ見ていただいて、分からなければ行政に声をかけてくれと、特に委員の皆様にはお願いしたいところではございますけれどもね。見るか見ないかといわれるけれども行政のほうではなかなか難しいところではあります。

齊藤千代子委員

先日、意見を求められた紙が来ましたが、そこにも書きましたが、やはり分からなければ聞いてくださいと待っているわけではなくて、本当に忙しいとは思いますが、時間をうまく使って、近場のまとまりにいて説明するだとか、もうちょっとやることがあるのではないかと思います。

福原会長

ご意見としては承りたいと思いますけれども、そんな広い地域で絶えず何人かが集まった、グループが集まったときにやれるかと言ったら、それは今の職員数からいっても、また全ての職員が関わるだけでなく、この部署の方々が関わるということですので、是非市民にも確認はしていただきたいなと私自身も思います。

齊藤千代子委員

いつまでも市民と行政の距離は縮まらないと思いますが。

福原会長

そこは市民の考え方で、例えて言いますと健診にしてもそうです。これだけがん検診をやっていますけれども、来るのが20~30%しかないというのも、行政ではなくて、市民一人ひとりの自覚だと。健康診断というのは、市のほうから自分の身体を見るのに来てくださいと呼びかけても、行く行かないは悪いけれども市民ですね。これはいくら努力しても、首に縄をつけて引っ張っていくわけには行かないので。市民がある程度自覚をもって健診に行かれるとか、国保だよりをよく読んでいただくとか、行政はそういうお願いはできますけれども。それは課題だということでは確かだと思います。

千倉委員

齊藤委員の意見が私にとっては心打って、まず、ただ基金を入れるだとか目先のことでなくて、相対的にもっと考えていかなければならないのではないかとというご意見に賛成するところが多くて。

1つ思うのが、改善後の1人あたりの調定額が99,039円で、四市の中

では一番高くなるお話があったと思いますが、ずっと富津市が一番高く、平成30年あたりの県の税率に近づけることによって何年間かは一番安くなった時期がありましたが、結局はこれからもまた一番高くなっていく。

この四市でなにが違うのかと思ったときに、確かに木更津、袖ヶ浦は人口が増えていると思いますが、君津はどうでしょうか。増えているのでしょうか、減っているのでしょうか。というところがあります。人口減が一番の問題だとすれば、減になってもちゃんとやっているところがあるとすれば、それは人口を増やす努力ができているからなのか、国保の中でなにが特別な采配ができているからなのか、基金から言えばたぶん膨大な額を富津市は持っていました。その膨大な額をこれからのためにとっておいたと言われれば、とても計画性がある素晴らしいと思いますけれども、それだけに頼ってきたのかと。それだけの間基金を貯めるだけ先が読めていたのに、それ以外の策が打てなかったのかということに今、齊藤委員のおっしゃった市民の苛立ちと違和感があるのではないかなと私も思うところなので、その部分を私も賛成意見として述べさせていただきたいなというふうに思います。

周知の部分についても、齊藤委員がおっしゃっているのは、今やっていることはさっきの話とまったく同じことになると思いますが、目の前にやっていることで、「インターネットができない人がいるね」「じゃあ紙媒体では出しているよ」「だからみんなには言っているよ」という説明ではなくて、市民の中で、こういう地区ができてしまって、例えば紙をひとつとっても80歳を過ぎた方は今まで読めてたものが読めなくなる方もたくさんいます。

読んでいるけど頭に入らないという方がたくさんいます。

そういう中で、この地区は高齢化が激しいから何か区長さんたちに働きかけて何かかわかないことがあったら説明会に行こうとか、齊藤委員がおっしゃっているのは決して行政にだけやってくれと言っているのではないと思うんですね。

ですから、そういった意見を例えば区長さんをお願いをしたり、民生委員をお願いをしたり、福祉に頼んだりというところで、また拾い上げてもらって別のかたちで届かないところにこんなふうに届けることにしましたという具体的な熱意が欲しいという意味に私はお聞きしました。

なので、とても賛同いたします。私も同じ意見を持ちました。

以上です。

福原会長

ほかにございますでしょうか。

齋藤茂委員

まず、先程の「一般会計から繰入れしない」ということをこれからも厳密に守っていくべきだと思います。

それをやると今度は一般の3万人の方々の信頼が、「なんで俺たち、何の恩恵も受けないのに俺たちの税金を使っているのか」という、市への不満につながっていくと思います。

ですから、この基本線だけは守っていくべきとそれに賛同いたします。

それともう一つは、基金がなくなってきたので1万円上げる2万円上げる。それを1万円の段階でじっくりと考えてみる必要があるかと思っています。

今やっている事業で、もう一度「これは不要だ」「これは必要ない」というのを、削減あるいは検討していくことによって、いくらか捻出していけばお金は出せると思います。

具体的には、前回の会議でも話をしましたが、人間ドックです。私たちの地域には約100人近くいます。それで人間ドックを受けている方は国民健康保険の中で2人しかいませんでした。しかも、もともとの高額所得者の方だけです。その人たちが恩恵を受けるそのあたりのことを、考えたときにやっぱり低所得の方々は、なかなか人間ドックまではいかないというのが現状です。そのあたりも含めて全体の事業等をもう一度検討して、さらに2万円まで上げていくかどうかそのあたりの検討をされた方がいいと思います。

福原会長

他に意見等ありますか。

浅野委員

議案とは関係なく申し訳ないですが、委員の保険医の代表の先生方、お医者さん方についてですね。

私は今熊切先生のところで歯の治療でお世話になっていますが、たしかに平日は、まず出られないだろうと。

おひとりで先生やっておられますから、開業医の先生は特にそうで、無理はないなと思いますが、ただ資料を送って開催通知の文章を送って、出席欠席の報告だけではなくて、開業医の先生方はできるだけ今回の議案についての意見、要望、質問があれば欠席する委員については、特にいろいろな事情で出られない、出たくても出られないという方もおられようかと思います。

本来なら出てきていただいて専門的な立場から意見を述べていただくのが一番いいんでしょうけれども、無理な方もおられると思いますのでそのあたりの配慮を何かでやっていただければもっとこの委員会が専門的な立場の先生方の意見も聞けていいのではないかと思います。

福原会長

貴重な意見ですので、事務局もおそらくお話を聞いたでしょうから、また、一緒に協議をさせていただきます。

坂本部長

ただいまのご意見ありがとうございます。やはり先生方の出席がこういう平日のこの時間だと叶わないということは承知をしておりました。

今後の検討の方向といたしましては、例えば先生方が休みの水、木曜日だとか、場合によっては夜間の開催についても検討させていただきたいと思っております。

福原会長

ありがとうございました。

高橋市長

本日は改めまして、委員の皆様方から大変貴重なご意見をいただいたことを本当に心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

なかでも齊藤委員からいくつかご指摘をいただきました。周知につきましては、先程のお話がありますように元々の紙媒体はもちろん様々な手段を活用して取り組んで参りたいと思っておりますし、しかもその中で紙媒体等も目につくような努力も今後いろいろしてい

なければいけないなあと思っております。

そして私ども市役所の中でですね、健康に関心のある方たちが参加されてるのが多いと思っておりますけれども、「いきいき100歳体操」というのが市内でかなりの数、今取り組んでいただいております。

そのこの会場でですね、やはり健康についてのさまざまなこちらから発信したい情報をお時間をいただきながら、今後そのような機会を作りなさいということは、私のほうから部長をはじめ、担当の職員には指示を出させていただいておりますので、コロナの中でここ2年ほどなかなかその点が難しかったわけですけれども、今後ご指摘のとおり、ぜひ紙では伝わらないということ、言葉を通じて市民の皆さんに少しでも分かりやすくお伝えできるといような努力はもちろんしてまいりたいというふうに思っております。

そして、保険税の金額に関してでありますけれども、これまで皆さんからいただいた保険税が大変大きな金額となり、基金に積まれていたことから、平成30年にその基金を崩しながら皆さんの負担を少なくしていこうと、そしてその計画の時点で、この基金が減っていくということはおおよそ察しがついていたわけで、しかしながらそれを定期的に見直していこうということで今回ご提案をさせていただいております。

富津市の制度の中で最大の課題は、一人当たりの医療費が高いということにあるのではないかなあと私自身は考えております。

そしてそれをどうにかするには、やはり市民の皆さんに健康に対する意欲、意識を高めさせていただいて、ともに重症化を防いだりしながらですね、そういう点を抑えていくということがまず基本的なのではないかなあと思います。

先程、齋藤委員からお話をいただきました、私どもの人間ドックの利用者が少ないのではないかというようにお話をいただきましたけれども、まず人間ドックに関しても他の近隣三市と比べると私どもが今持っている制度は、おそらく被保険者の皆様にとって一番有利な制度を維持しているというふうに思っています。

そしてまた、人間ドックに行くのは非常に金額も高いしという方には、これまで同様、なんとか健康診断等を受診していただけるように、そしてそれが何のために必要なのかということ、先程お話いただいているような、口で伝えられるような時には、そこで皆さんが健康を達成していただくことによって、保険税の金額が変わってくる可能性もあるんだというようなこともお伝えする必要があるのかなというふうに今日皆さんからのご意見を頂戴する中で強く感じたところであります。

今回の見直しに関しては、おそらくこの後、3年後には再度見直しというように目標を持って今回、市民の皆さんに保険税の変更を示させていただきます。

ぜひ、その時に横這いもしくは少しでも減らせるようなかたちが残せたらいいなあというふうに思っておりますし、それには運営協議会の委員の皆様のご協力をぜひ頂戴したいと思っておりますので、何卒よろしくお願いをいたします。

そして最後にこの会議とは関係ありませんけれども、齋藤委員のほうから冒頭、峰上地区における職員の態度というようにのご指摘をいただきました。

市民の立場というのがまさに足りていなかったとすれば、ただただお詫びを申し上げるしかないと思っております。

しかしながら、多くの職員が市民であり市に関係を持っている人間でありますので、そのような誤解を持たれないようにしっかりと市民の皆さんに寄り添ったかたちで、地域の元気をなんとか取り戻していく、作っていくというように取り組んでいきたいというふうに思っております。

おります。
その点に関しては、お詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。
以上でございます。

福原会長 ほかにご意見ございませんか。
 ご異議ないものと認めます。
 以上で審議を終了いたします。

福原会長 なお、この事項については富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)については、諮問のあったとおりその旨を答申することにご異議ございませんか。
 ご異議なしということによろしいでしょうか。

 それでは皆様のご異議なしというご意見をいただきました。
 その旨、市の方に答申をしたいと思えます。
 大変どうもありがとうございました。

 なお、答申書については、私に一任させていただきたいですがよろしいでしょうか。
 それでは諮問の答申については、私に一任をいただきましてありがとうございます。
 でございます。

 審議については以上であります。委員の皆さん他に何かありますか。
 なければ、委員の皆さんからの意見はこれで終わります。

 事務局からはなにかございますか。

能城係長 (諸連絡)
 次回開催予定を案内

福原会長 以上をもちまして、本日の富津市国民健康保険事業運営協議会を閉会といたします。
 ご協力ありがとうございました。

(閉会 15 : 40)

令和4年5月25日開催

令和4年度第1回富津市国民健康保険事業運営協議会に係る会議後回答

議事

報告事項 令和4年度富津市国民健康保険事業計画について

【平野順子委員 質問】

医療費通知について、11月及び12月に医療機関にかかったものが、確定申告の時期に間に合わない理由は。

【回答】

確定申告では、医療費通知を添付することにより、領収書に代えることができます。

医療費通知の作成は、千葉県国民健康保険団体連合会（以下、連合会）が行っておりますが、診療（調剤）月の翌月に医療機関から連合会へ診療報酬及び調剤報酬（以下、診療報酬等）が請求され、この翌月に診療報酬等が決定されます。

その後、決定された診療報酬等の情報を用い、医療費通知へと変換し、各保険者（市町村）に配送することとなります。

このように、診療から配送まで最低でも3か月を要することから、11月及び12月診療（調剤）分の医療費通知は確定申告時期までに配送することができません。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

11月（12月）・・・診療（調剤）

12月（1月）・・・診療報酬等請求 [医療機関→連合会]

1月（2月）・・・診療報酬等決定 [連合会]

2月（3月）・・・医療費通知配送 [連合会→市→被保険者]

【千倉淳子委員 質問】

柔道整復医療費の適正受診について、被保険者の高齢化によって需要が高まり、医療費が上昇していることから、その中身を適正に点検するという趣旨のものなのか。

【回答】

柔道整復療養費の不正請求（対象外療養費の請求等）の事案が全国的に多発したことを受け、保険者による適正化の取組について、厚生労働省は、厚生労働省保険局国民健康保険課長発平成 24 年 3 月 12 日付保国発 0312 第 1 号「柔道整復師の施術の療養費適正化への取組について」の通知を发出しております。

この通知を受け、富津市においても適正な国保制度運営に資するため、被保険者等に対する柔道整復療養費の医療費通知の実施や多部位、長期、頻回の施術を受けた被保険者への調査、保険外の施術についての被保険者への周知を行っております。

よって、本計画における柔道整復医療費の適正受診とは、ご質問にあった趣旨のものではありません。

【齋藤茂委員 質問】

ウクライナの避難民について、仕事がない等の理由から保険税が支払えない場合は、通常の未納者と同様に短期被保険者証や資格者証の取扱いとなるのか。

【回答】

ウクライナ避難民については、「短期滞在」の在留資格の期間中においても、本邦滞在を希望する場合、「特定活動（１年）」の在留資格への変更許可申請を提出することができます。

この「特定活動（１年）」の在留資格を付与され、国民健康保険の適用除外要件に該当しない場合には、現行の外国人に対する国民健康保険と同様、市町村において外国人住民となった日から国民健康保険の資格の適用となります。（※１）

ウクライナ避難民に対する国民健康保険税については、国の制度として、一旦、保険税を納付し、後日、納付書等の写しを難民事業本部に郵送等により提出すれば、保険税を後日精算する仕組みを創設しております。（※２）

また、市においては、災害等により生活が著しく困難な場合等、保険税を納めることができない特別の理由があるときは、保険税の減免又はその徴収猶予を行うことができます。

上記より、未納者となる例は少ないものと考えられますが、現行の外国人に対する取扱いと同様、未納がある場合は短期被保険者証や資格者証の取扱いとなる場合があります。

※１ 厚生労働省保険局国民健康保険課発令和４年３月１８日付事務連絡

「ウクライナから避難を目的として入国した外国人に係る国民健康保険の適用について」

※２ 厚生労働省保険局国民健康保険課発令和４年６月３日付事務連絡

「ウクライナから避難を目的として入国した外国人に係る国民健康保険及び後期高齢者医療制度の取扱いについて」

【齊藤千代子委員 質問】

日本では保険が適用となることで、医療費が安く高度な治療を受けることができるという理由で、外国籍の方がそれまで同居していなかった家族を日本に呼び寄せているという話を聞いた。

これについて2年ほど前に、富津市の状況を聞いた際には、「今のところはそのような状況はない」と回答があったが、現状はいかがか。

【回答】

資格取得の際にその理由を伺っている訳ではありませんが、富津市国民健康保険に関しては、外国籍の方の資格取得が極端に増えているようなこともないため、現在もそのような状況はないと考えられます。